

議員立法による子どもの貧困対策法の成立

Enactment of anti-poverty law of children by legislation by House members

が
ん
鷹
咲
子
Sakiko GAN

要 旨

2013年6月に成立した子どもの貧困対策法について、この法律が必要とされた我が国の子どもの貧困の状況を踏まえ、議員立法による法律制定となった経緯、特に市民団体による働きかけの重要性について述べる。成立した法律について、野党案と比較しつつ検討を加え、法律制定によって解決すべき主な課題として、就学援助と生活保護の地域格差の是正、保護者に対する支援、教育と福祉の連携の必要性を指摘する。

キーワード：子どもの貧困対策法、議員立法、立法過程

子どもの貧困対策法⁽¹⁾が2013年6月に成立し、2014年1月から施行された。本稿では、この法律が必要とされた我が国の子どもの貧困の状況、法律制定の経緯を踏まえ、法律の内容について検討し、法律成立後の主な課題について考えたい。

1. 我が国の子どもの貧困の状況

我が国は、母子家庭など一人親家庭を中心に、子どものいる貧困家庭が多く、子どものいる家庭同士の経済的格差が大きいことが問題である。2012年5月にユニセフ（国連児童基金）が発表した子どもの貧困に関する調査において、日本の18歳未満の子どもの相対的貧困率⁽²⁾は、14.9パーセント（約305万人）だった⁽³⁾。日本は先進20か国中ワースト4位で、日本より貧困率が高く、子ども同士の格差が大きい先進国は、アメリカ、スペイン、イタリアだけである。

子どもの権利条約は、「子どもの成長に必要な生活水準」を保護者の力だけでは確保できない

ときには、国の支援を求めている⁽⁴⁾。ところが、この「子どもの成長に必要な生活水準」の内容についてのデータを集めて公表することに、今まで国も自治体も熱心ではなかった。

2. 議員立法による法律制定の経緯

2-1. 市民団体の働きかけ

子どもの貧困対策法は、霞ヶ関の省庁が法律案をつくる内閣提出法案ではなく、国会議員自らが法律案をつくる議員立法として成立した。なぜ内閣提出法案としては提案される可能性のなかった子どもの貧困対策法が、議員立法として成立に至ったのであろうか。我が国の子どもの貧困の状況や、子どものいる家庭の格差の問題を国連機関から指摘されても⁽⁵⁾、霞ヶ関の省庁は、この問題を解決するための立法には熱心ではなかった。現在の財政上の理由に加えて、子どもの貧困の問題に係る役所が内閣府・厚生労働省・文部科学省に分かれているという、役所間の縦割りも立法の障害になっていた⁽⁶⁾。

議員立法による子どもの貧困対策法の成立は、子どもの貧困対策法の制定を国会議員に働きかけた市民団体の活動の成果である。この法律は、子どもの貧困にかかわる市民団体が、立法に不熱心な役所を飛び越えて、国会議員に働きかけてつくられた「市民立法」とも言うべき法律である。

2012年3月、「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワークは、英国の子どもの貧困法（Child Poverty Act）にならい、子どもの貧困根絶に関する数値目標を定め、政府に子どもの貧困根絶戦略の立案・実施を義務づけることを求めている⁽⁷⁾。

あしなが育英会も次世代への貧困の連鎖を断ち切るために「子どもの貧困対策基本法」を制定し、「ひとり親家庭の貧困率」を5年以内に半減、10年以内に10パーセント未満にする数値目標を設定することなどを政府各党に働きかけた⁽⁸⁾。さらに、法律の内容については、1.子どもの貧困率削減の具体的数値目標、2.子どもの貧困対策に関する政策決定への当事者や当事者支援団体の参画、3.子どもの定義を18歳ではなく大学・専門学校等の在学中までを含めたものとする、4.法律の見直し規定を要望していた⁽⁹⁾。

さらに、2013年3月、「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワークは、1.子どもの相対的貧困率削減目標、2.目標達成に向けた政府・地方自治体の施策実施の義務・報告義務、3.財政上の措置、4.法律の見直し規定、5.総合的な子どもの貧困対策のための大綱の制定、6.子どもの貧困総合対策会議の設置、7.法律の対象を大学卒業程度まで等とすること、8.子どもの貧困の定義と貧困を測る指標の策定、9.調査研究の実施を法律に明記するよう要望していた⁽¹⁰⁾。

2-2. 与野党案の一本化

安倍内閣が生活保護の給付水準の大幅な引き下げ方針を示したことから、子どもの貧困対策に関する議員立法の気運が高まった。子どもの貧困対策法は、民主党を中心とする野党案¹¹⁾と自民党を中心とする与党案¹²⁾が、それぞれ国会に提出されたが、両案が一本化され成立した。

先に国会に提出されていた野党案では、貧困な子どもの割合を下げることなど貧困対策の具体的な数値目標や、目標達成の前提となる実態把握のための子どもの貧困に関する調査に関する項目も盛り込まれていた。

成立した子どもの貧困対策法は、与党案に野党案から二項目が取り入れられている。野党案から取り入れられた項目の第一点は、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」を、「子どもの貧困対策に関する大綱」で国が定めることである。

第二点は、附則の検討規定の「政府は、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」に「この法律の施行後五年を経過した場合において」という検討の時期の目途が付されたことである。

成立した法律では、生活保護世帯の子どもの高校進学率など、子どもの貧困に関する指標を改善し、教育支援・生活支援・保護者への就労支援、経済的支援など、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱、すなわち大きな方針を国がつくり、都道府県も子どもの貧困対策についての計画をつくることが要請されている。しかし、成立した法律には、野党案のような数値目標が盛り込まれなかったため、方針や計画に基づく事業・施策が着実に進むか懸念される。

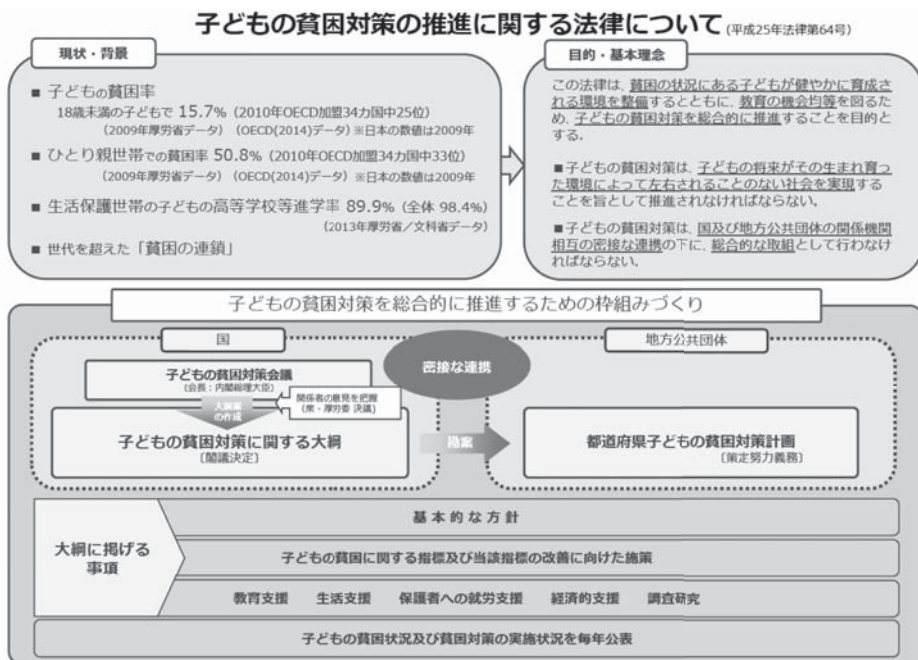
以下、成立した法律の各項目を野党案とも比較しながら検討したい。

3. 子どもの貧困対策法の内容

3-1. 法の目的

成立した子どもの貧困対策法は、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進すること」を目的としている（1条）（図表1）。

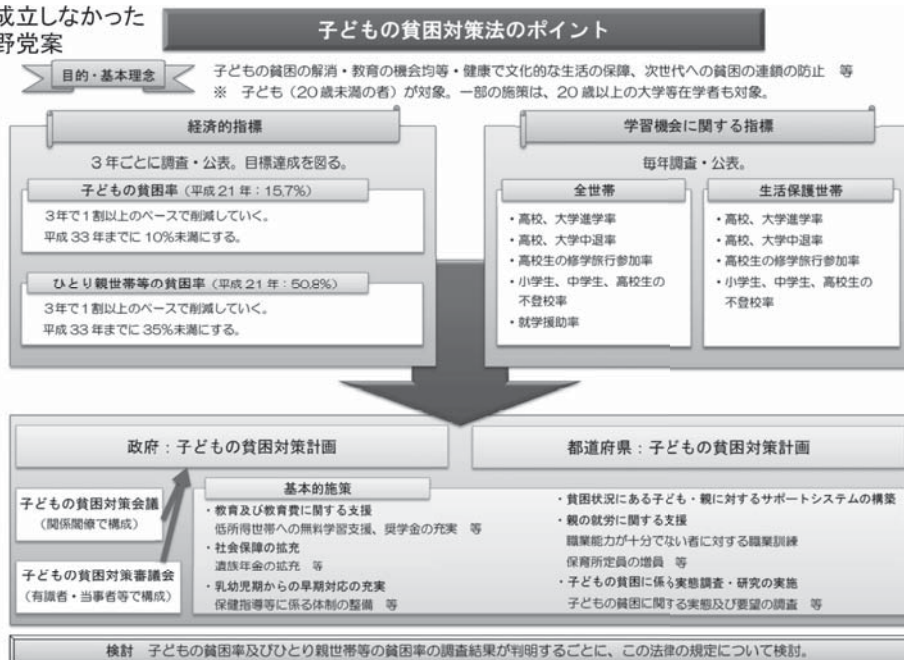
図表1



(出所) 内閣府ホームページ「子どもの貧困対策会議（第1回）資料2」

図表2

成立しなかった野党案



(出所) 衆議院法制局ホームページ

市民団体の要望を入れて最初に作られた野党案は、「子どもの貧困の解消」を目的とし、子どもの貧困対策の基本理念として「健康で文化的な生活の保障・教育の機会均等・次世代への貧困の連鎖の防止」などを掲げていた(図表2)。今後、次に述べる大綱などにおいて、「子どもの貧困対策の推進」だけでなく、「子どもの貧困の解消」が目的とされる必要がる。

3-2. 子どもの貧困対策に関する大綱

子どもの貧困対策法8条により、政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない(8条1項)。大綱には、以下の事項が定められる(8条2項)。

- 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- 二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- 三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- 四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3-3. 貧困削減の数値目標

上記の「二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」を、「子どもの貧困対策に関する大綱」で国が定めることは、野党案から取り入れられたものである。しかし、平成21年時点で15.7パーセントの子どもの貧困率を「平成33年に10パーセント未満とする」「3年に1割以上の割合で削減する」など、野党案の具体的な数値目標は、取り入れられなかった。子どもの貧困率15.7パーセントは、17歳以下の子どもの6人に1人、約320万人の子どもが貧困の状態にあることに相当する。

子どもの貧困率と同様に平成21年時点で50.8パーセントのひとり親世帯の貧困率を「平成33年に35パーセント未満とする」「3年に1割以上の割合で削減する」との目標も見送られた。

厚生労働大臣は貧困率の数値目標が見送られたことに関して、「全体の所得が下がって貧困率が下がることもあるので、貧困率だけを目標にすることが難しい」と国会で答弁している⁹³。そのほか、学習支援や保育などの現物・サービス給付による子どもの貧困対策の推進が可処分所得を基に算出される貧困率の改善につながらないこと、資産の保有状況が反映されないことも理由として挙げられていた⁹⁴。子どもの貧困率算出は、3年ごとに行われる国民生活基礎調査に基づいている。今回は平成26年7月頃、次々回は平成29年7月頃に、調査結果に基づく子どもの貧

困率が発表される予定である。

3-4. 子どもの貧困に関する指標

目標達成の前提となる実態把握のために、野党案では、子どもの貧困に関する調査における「経済的指標」として、3年ごとの「子どもの貧困率」及び「ひとり親世帯等の貧困率」が挙げられていた。このほか、「学習機会に関する指標」として、毎年、都道府県ごとの、全世帯と生活保護世帯の「一 高等学校等進学率、二 大学進学率、三 高等学校中途退学率、四 大学中途退学率、五 高校生の修学旅行参加率、六 小学生・中学生・高校生の不登校率」、及び「就学援助率」が具体的な調査項目として挙げられていた。

成立した法律の運用においても、野党案のこれらの項目が調査されることが必要である。法案提案者も「貧困率を含めて様々な指標を大綱の中に盛り込み、それらを総合的に改善させる施策を講じる」と述べている。特に、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率は87.5パーセントであり、一般世帯の98パーセントよりも10パーセントも低い¹⁵⁾。中途退学率についても、埼玉県の平成24年度の高等学校の調査では、全世帯の3.1パーセントに対して、生活保護世帯では6.9パーセントと2倍以上の開きがあることが判明している¹⁶⁾。児童養護施設に入所している子どもたちの進学率を引き上げていくことも、今後の課題である。

3-5. 大綱作成時の有識者・当事者の意見聴取

野党案では、有識者・当事者等で構成される「子どもの貧困対策審議会」の意見を聴いて、関係閣僚で構成される「子どもの貧困対策会議」が「子どもの貧困対策計画」を作成することになっていた。これは、市民団体からの強い要望があった事項である。

成立した子どもの貧困対策法には審議会についての規定は無いが、衆議院厚生労働委員会において、政府が大綱を作成する際には、「子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらを支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。」との決議がなされた¹⁷⁾。法案提案者及び政府側からも「当事者・支援団体の意見をくみ上げ、大綱に反映していく」との発言があった¹⁸⁾。

子どもの貧困対策会議は、内閣総理大臣を会長とし、内閣官房長官、子どもの貧困対策担当内閣府特命大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣を委員として構成されている。大綱の案の作成に資するため、内閣府特命担当大臣の下で関係者の意見を聴取する会議を開催することになった¹⁹⁾。

3－6. 都道府県子どもの貧困対策計画

国が定める大綱のほか「都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする」とされ、都道府県に「子どもの貧困対策計画」策定の努力義務が課された（9条）。

4. 解決すべき主な課題

4－1. 就学援助と生活保護の地域格差の是正

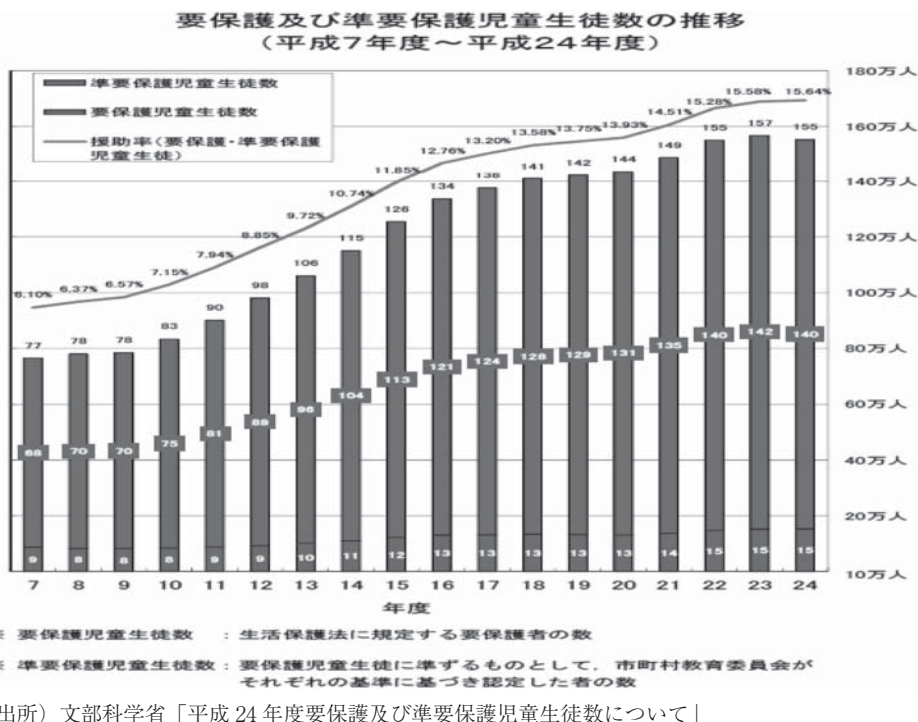
子どもの貧困の状況には、地域差が大きい。都道府県単位でみると離婚率が高い地域ほど、ひとり親率が高い²⁰⁾。ひとり親率は、最も高い高知・青森両県の11.8パーセントと、最も低い神奈川県²¹⁾の6パーセントでは、2倍近くの開きがある²²⁾。これらは、地域の経済力（県下の市町村の財政力指数の高低）との相関がうかがわれる²³⁾。生活保護制度あるいは就学援助制度により支援を受けている小中学生の在校生に占める割合も、最も高い大阪府の26.7パーセントと最も低い静岡県²⁴⁾の6.2パーセントでは、4倍以上の開きがある²⁵⁾。このような地域差に子どもの貧困対策は、どのように対応していくのであろうか。

就学援助制度は、生活保護の水準よりは高い所得水準の家庭の小中学生に、学用品代・給食費などが支給される制度である。生活保護又は就学援助を受ける小中学生は、全国で約155万人にのぼる（図表3）。6.4人に1人の子どもが支援を受けている。就学援助率（小中学生在籍者に占める就学援助を受けている者の比率）は、国の基準がなく市町村独自の基準と方法で行われているため、大きな市町村格差が存在する。すなわち、就学援助制度は市町村毎に対象となる所得水準などが異なっており、地域によって制度の運用方法の差が大きい。経済的理由で給食費の滞納や未納が多い地域でも、自治体や学校での取り組みの差などによって、就学援助制度があまり知られていないことがある。

小中学生が就学援助や生活保護を受けている割合を、住んでいる自治体の人口別に集計すると、特別区など人口規模が大きい自治体ほど就学援助に熱心な自治体が多く、自治体の人口規模が小さくなる程、全国平均以下の就学援助率にとどまる自治体の割合が増えることがわかる（図表4）。

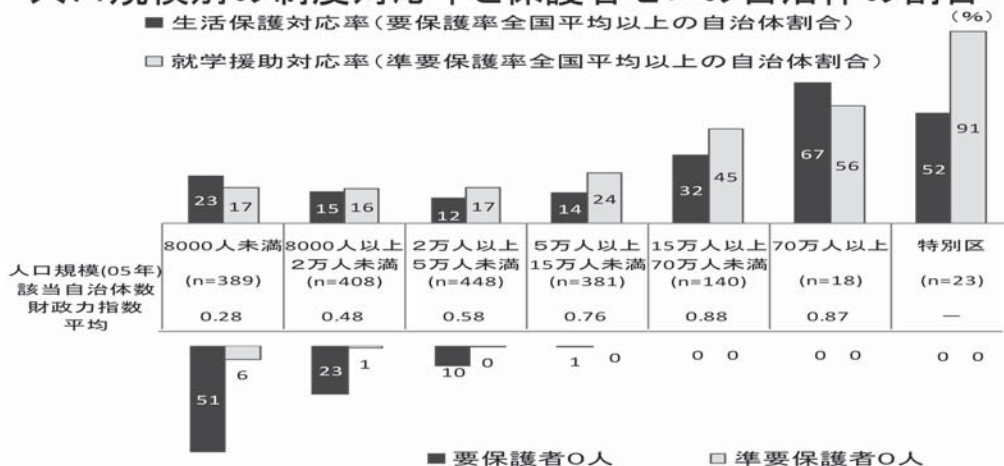
生活保護制度は、一応の国の認定基準があり、町村では県が事業を行っている。しかし、生活保護も地域による運用の差がある。小中学生対象の生活保護の教育扶助を基礎自治体の中で最も全国平均以上に実施しているのは、政令市クラスの自治体である。

図表3



図表4

人口規模別の制度対応率と保護者ゼロの自治体の割合



人口「8000人未満」は、要保護率が比較的高い自治体が5分の1以上あるが、要保護者0人も半数以上ある。準要保護率も低く、両制度への取り組みが不十分な自治体が多いとみられる。

(注) 平成20年度の子どもの保護率の全国平均は、要保護率1.3%、準要保護率12.7%である。

(出所) 鳥咲子『子どもの貧困と教育機会の不平等』明石書店、2013年9月、64頁。

一方、人口8千人未満の町村もそれほど低くはなく、全国平均以上に教育扶助を実施している自治体が全体の5分の1以上、23パーセントある。日本にはこの人口8千人未満の町や村が約400団体あるが、その半数では、生活保護を受けている小中学生が一人もいない。したがって、人口8千人未満の基礎自治体では生活保護のニーズに対して全国平均以上に実施している約2割の町村と、逆に全く小中学生に対して生活保護を実施していない約半数の町村があり、自治体ごとの運用の差が非常に大きい。

全国平均を比べると、生活保護を受けている小中学生の割合1.5パーセントは、就学援助だけを受けている小中学生の割合14.1パーセントの約9分の1である²⁹。生活保護と就学援助のどちらかだけが低い、どちらかだけが平均以下というのは、本来の所得分布から考えると不合理である。現状では、生活保護率が低く、小中学生のいる家庭にとって生活保護が受けにくい地域では、生活保護の代わりに就学援助の割合が高くなっている場合があると想定される。

経済的理由によって就学が困難な子どもに対する支援として、生活保護の教育扶助と就学援助制度を統一された理念の下に一本化する新しい制度を設けることは、今後の課題である。憲法および教育基本法に基づく教育の機会均等に関する国の責任、子どもの貧困対策法に基づく子どもの貧困対策に関する国の責任ならびに財源保障の観点からは、就学援助を国の制度として位置づけ直し、生活保護の他法優先の一般原則にならない、教育扶助に優先させることを検討すべきである³⁰。

小中学生にとって、生活保護や就学援助の援助対象で多額なものは、学校給食費である³¹。しかし、公立中学の生徒の4分の1は、主食とおかずのそろった完全給食を実施していない自治体の中学に通っている。公立中学で給食の無い自治体は、近畿地方や九州北部の各県・神奈川県・高知県・広島県など同じ県に集中している。学校給食が無い場合、その分、生活保護費や就学援助費が少なくなるが、弁当あるいは買って食べるなどの場合も、昼食にお金がかかるのは同じである。完全給食が実施されていれば経済的支援があり、実施されていなければ経済的支援もないというのは、支援が必要な子どもにとって不合理な事態である。これらの課題に、国や自治体は取り組む必要がある。

4-2. 保護者に対する支援

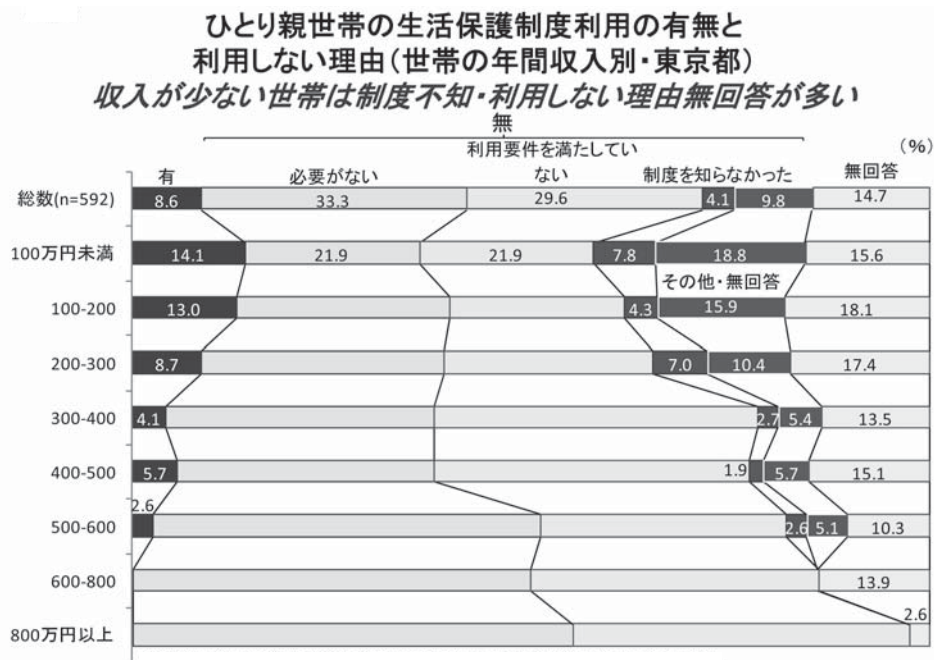
子どもの貧困対策法では、貧困対策の内容である基本的施策として、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の各項目が規定された（10～13条）。「保護者に対する就労の支援」の項目では、「国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずる」と規定された。

しかし、あしなが育英会の調査では、ひとり親家庭の親の3割が病気がちであり、仕事が無い場合の56パーセントが「健康」が理由である。あしなが育英会の学生の国会での発言のように「パートナーを亡くした悲しみ、残された子どもを育てなければならないプレッシャーから、精神的な病に陥ってしまう家庭も多い。家事や子育てをしながらダブルワーク、トリプルワークをして、体力的な限界から働けなくなってしまう。働けないことによって収入が得られない、収入が得られないことによって精神的に追い詰められるという悪循環が起きている」という、働きたくても働けない状況がある²⁹⁾。

野党案では、「貧困の状況にある子ども等及び当該子どもの保護者に対する支援体制の整備」として、「関係機関の紹介等必要な情報の提供及び助言を行う体制の整備」が明記されていた。ここでは、具体的課題として、所得の少ないひとり親世帯でも生活保護制度を利用していない場合があることと、その理由について述べる。

ひとり親世帯の年間収入別に生活保護制度の利用の有無と、利用していない場合にその理由を聞いた東京都の調査がある(図表5)。ひとり親世帯全体では生活保護を利用している人が平均8.6パーセントである。当然収入が少ないほど生活保護を利用している人が多いが、年間収入が「100万円未満」のひとり親世帯でも生活保護制度利用「有」と答えた割合は14パーセント程度に過

図表5



(注)「収入なし」世帯は、世帯数が5件と少ないため表示していない。他は、36～138件。

(出所) 鳳咲子『子どもの貧困と教育機会の不平等』明石書店、2013年9月、21頁。

ぎない。

利用していない場合に、その理由を聞くと、「年間収入100万円未満のひとり親世帯」の2割が「必要ない」という。他の2割は「利用条件を満たしていない」と回答している。生活保護を受けるには、例えば借金やローンが残っている家があると生活保護で借金を返済するとみられて難しい。農村部など車が仕事や買物など生活上不可欠な地域で生活保護を受ける場合に、車の所有が制度上は認められていても自治体での生活保護制度の運用上障害となることがある。あるいは、誰も扶養できないことの確認のため親戚に連絡があることを嫌って、生活保護を利用しない場合もある。制度を利用することにためらいがあること、制度の利用しにくさをうかがわせる。

また、この東京都の調査の「利用しない」という回答において、「制度を知らなかった」と答える割合が「100万円未満世帯」で7.8パーセントいる。本来制度が必要だと思われる人ほど「制度を知らない」割合が多い。あるいは制度を利用していないが、その理由については答えない人も、収入が少ないほど多い。もともと生活保護については、プライバシーの問題もあり、「利用しているか、していないか」自体への無回答は15パーセントくらいずつ、どの所得階層にもいる。すなわち、「生活保護制度利用の有無」自体の「無回答」は、全所得階層で15パーセント程度みられ、主にプライバシーを理由としていると想定できる。

ここで、自分は「利用していない」ことは回答しているが、その理由については答えがない、つまり「利用していないが、理由無回答」の意味は、制度を知らないという回答に非常に近いと考えられる。すなわち、「利用していないが、理由無回答」の場合は、「利用できない理由がよくわからない」つまり「制度をよく知らない」状態であると推察される。本来なら制度の対象となるべき低い所得階層の人ほど制度についての情報が伝わりにくい現状があるのではないか。「制度を知らなかった」、あるいは制度は「利用していないが、理由無回答」という回答が、世帯収入が少ない世帯ほど多い傾向があることは、支援を必要とする世帯ほど情報が届きにくいことを示している。

同じ調査において、母子世帯に無利子または低利で小口の貸付けを行う「母子福祉資金を知らなかった」割合も約44パーセントであった。申請主義では、行政の支援が必要な人に届かないままでも放置される。この状態を「自分がどの制度に当てはまるか分からない」として、支援の「ワンストップサービス」を担うソーシャルワーカーによる寄り添い型支援を提唱する声がある。あしなが育英会も「行政の相談窓口一元化と訪問支援事業の充実による手厚いサポート体制の確立」を要望している²⁸⁾。

5. 見えにくい子どもの貧困—教育と福祉の連携—

生活保護の不正受給が問題とされるが、厚生労働省によれば、2011年度の約3万5千件、総額約173億円の不正受給が生活保護費全体に占める割合は0.5パーセントである。一方、「制度をよく知らない」等の理由で保護されるべき世帯が保護されていない漏給という状態が多数存在する。保護されるべき世帯のうち、実際に生活保護を受けている人の割合を捕捉率と言うが、その割合は10～20パーセント程度と非常に低い。すなわち、現に生活保護を受けている約215万人の5～10倍程度、約1000～2000万人が実際は保護されるべき困窮した生活水準で暮らしている。

ひとり親家庭の子どもを含む多数の人々が、日本のような先進国で貧困状態にあることが見えにくいのは何故だろうか。あしなが育英会の学生は、「友達つき合いをする上で、一般の、ほかの家庭に育った子どもたちと同じような身なりをしていかなければ、それでいじめに遭う可能性が高くなる」と、外見に気を使っている実情を国会で陳述している⁹⁹。

また、義務教育の場合は、小中学校が子どもの成長に親以外の第三者が必ず関わることができる唯一の機会である。以前、親の国民健康保険料の滞納による保険証の無い子どもの問題があり、法改正によって滞納中も子どもだけには保険証が渡されることになった。しかし、保険料を滞納している親は仕事に追われ、役所の窓口が開いている時間に、子どもの保険証を取りに行くことが難しく、学校で配って欲しいという声も聞かれた。

最近の研究で、経済的な問題と同時に、子どもの健康・親からの虐待・非行・いじめ・不登校などの様々な問題が複合的に起きていることがわかってきた⁹⁹。昔と違い家庭訪問の機会なども減り、保健室に来る子どもの様子から養護教諭が、外からは見えにくい子どもの貧困のサインに気がつくことも多い。大規模の学校でも養護教諭は1名しか配置されないことが多く、多忙をきわめていることも少なくない。個人情報への配慮から、支援が必要な子どもの情報を関係者で共有することには細心の注意が必要であるが、全てを学校内で解決することは不可能である。学校が貧困のサインを発見したら、対応を依頼できる福祉機関やNPOとの連携体制の確立、あるいはそのコーディネートをするスクールソーシャルワーカーの養成・配置も急務だと考える。

法律に規定された調査項目である生活保護家庭の子どもの高校進学率のほかに、野党案では、都道府県ごとの就学援助を受けている小中学生の割合、生活保護家庭の子どもの高校中退率・不登校率が調査項目として挙げられていた。国や自治体には、野党案の内容も踏まえて、子どもの貧困対策を推進するよう求めたい。子どもの貧困対策法の成立が、見えにくい子どもの貧困について、多くの人々の理解を得るきっかけとなり、より優先度の高い政策課題として位置づけられる契機となる必要がある。

議員立法による子どもの貧困対策法の成立

注

- (1) 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）。
- (2) 国民一人ひとりの可処分所得（手取り収入）を計算し、その中央の所得の半分に届かない人の割合。詳しくは、厚生労働省『平成 22 年版厚生労働白書』170 頁〈<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/10/dl/02-02-03.pdf>〉2014 年 3 月 30 日アクセス。
- (3) UNICEF Innocenti Research Centre. “*Innocenti Report Card 10, 2012 Measuring Child Poverty*” (May 2012) :11. 〈http://www.unicef.or.jp/library/pdf/labo_rc10.pdf〉2014 年 3 月 30 日アクセス、『日本ユニセフ協会からのお知らせ』〈http://www.unicef.or.jp/osirase/back2012/1205_03.html〉2014 年 3 月 30 日アクセス、『朝日新聞』2012 年 6 月 10 日。
- (4) 子どもの権利条約第 27 条。
- (5) 外務省「児童の権利条約第三回政府報告審査後の児童の権利委員会の最終見解（仮訳）」2010 年 6 月〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/pdfs/1006_kj03_kenkai.pdf〉2014 年 3 月 30 日アクセス、子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議仮訳「子どもの権利委員会：総括所見：日本（第三回）」〈<http://www26.atwiki.jp/childrights/>〉2014 年 3 月 30 日アクセス、（社）セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「国連子どもの権利委員会最終見解から見る子どもの貧困」〈http://www.savechildren.or.jp/sc_activity/japan/100701soap.html〉2014 年 3 月 30 日アクセスを参照した。
- (6) 鷹咲子「議員立法の課題」『論座』85～89 頁、2008 年 2 月
- (7) 中嶋哲彦「イギリスの子ども貧困法の教訓と私たちの課題」「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク編『イギリスに学ぶ子どもの貧困解決』かもがわ出版、2012 年 3 月、85～108 頁。
- (8) あしなが育英会ホームページ〈<http://www.ashinaga.org/activity/index.html>〉2014 年 3 月 30 日アクセス。
- (9) あしなが育英会ホームページ〈<http://www.ashinaga-gakuseibokin.org/news/>〉2014 年 3 月 30 日アクセス。
- (10) 「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク「「子どもの貧困対策法」制定に関する要望」2013 年 3 月 6 日〈http://end-childpoverty.jp/wp-content/uploads/2013/03/20130306taisakuhou_youbousyo.pdf〉2014 年 3 月 30 日アクセス。
- (11) 第 183 回衆第 19 号〈http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_gian.htm〉2014 年 3 月 30 日アクセス。
- (12) 第 183 回衆第 20 号〈http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_gian.htm〉2014 年 3 月 30 日アクセス。
- (13) 第 183 回国会衆議院厚生労働委員会議録 16 号 30 頁（2013 年 5 月 31 日）。
- (14) 第 183 回国会衆議院厚生労働委員会議録 15 号 27 頁（2013 年 5 月 29 日）。
- (15) 第 183 回国会衆議院厚生労働委員会議録 15 号 25 頁（2013 年 5 月 29 日）。

- (16) 第183回国会衆議院厚生労働委員会議録16号5頁(2013年5月31日)。
- (17) 第183回国会衆議院厚生労働委員会議録16号46頁(2013年5月31日)。
- (18) 第183回国会参議院厚生労働委員会議録14号26、27頁(2013年6月18日)。
- (19) 子どもの貧困対策会議「子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱の案の作成方針について」
2014年4月4日。
- (20) 馬咲子『子どもの貧困と教育機会の不平等 就学援助・学校給食・母子家庭をめぐって』明石書店、
2013年9月、40頁。離婚率は、離婚件数を婚姻件数で割った相対離婚率。ひとり親率は、18歳未満の子
どもがいる核家族世帯に占める母子世帯及び父子世帯の割合。
- (21) 総務省「平成17年度国勢調査」。
- (22) 馬・前掲注、57頁。
- (23) 文部科学省「平成24年度要保護及び準要保護児童生徒数について」
(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/02/1344115.htm) 2014年3月30日アクセス。ちなみに文部
科学省ホームページに都道府県別の要保護及び準要保護児童生徒数が掲載されたのは、この2014年2月
12日の報道発表が初めてである。これも子どもの貧困対策法成立の成果の一つといえよう。
- (24) 同上。
- (25) 日本弁護士会連合会第53回人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会編『日弁連 子どもの貧
困レポート－弁護士が歩いて書いた報告書』明石書店、2011年10月、97頁。
- (26) 文部科学省「平成24年度子供の学習費調査」(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/01/1343236.htm) 2014年4月8日アクセスによれば、学校給食費は、公立小学校で年間4.2万円、公立中学校で年間3.6
万円であり、学校外活動費を除く子どもの学習費に占める割合は、公立小学校43パーセント、公立中学
校21パーセントである。
- (27) 第183回国会衆議院厚生労働委員会議録16号9、19頁(2013年5月31日)。
- (28) あしなが育英会「第25回 遺児と母親の全国大会要望文」。
- (29) 第183回国会衆議院厚生労働委員会議録16号14頁(2013年5月31日)。
- (30) 松本伊智朗編著『子ども虐待と家族』明石書店、2013年2月、26～34頁。

参考文献

- 阿部彩『子どもの貧困Ⅱ』岩波書店、2014年1月
- 大山典宏『生活保護 vs 子どもの貧困』PHP研究所、2013年12月
- 馬咲子「議員立法の課題」『論座』85～89頁、2008年2月
- 馬咲子「子どもの貧困とセーフティネット－就学援助制度を中心として－」『跡見学園女子大学
マネジメント学部紀要』第14号91～123頁、2012年9月
- 馬咲子『子どもの貧困と教育機会の不平等 就学援助・学校給食・母子家庭をめぐって』明石

議員立法による子どもの貧困対策法の成立

書店、2013年9月

内閣府ホームページ「子どもの貧困対策会議（第1回）資料」

〈http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kaigi/k_1/pdf/s2.pdf〉 2014年4月6日アクセス